

# サステナビリティ情報開示の潮流について

2026年3月5日

井口 譲二

ニッセイアセットマネジメント  
執行役員チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー

# 私の略歴、、、お話する視点

## (環境省)

環境三社会実現に向けた統合的情報開示に係る研究会委員(2024~2025)

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度検討会委員(2024)

## (金融庁)

サステナビリティ情報の開示と保証の在り方に関するワーキング・グループ委員(開示と保証の在り方)

サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ委員(サステナビリティ保証の在り方の検討)

金融審議会(ディスクロージャーWG)(2017~)専門委員(有報の開示(セーフハーバルール導入の検討))

コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議(2025~)

スチュワードシップ・コードに関する有識者会議委員(2024~ )

## (内閣官房・金融庁・経済産業省)

非財務情報の可視化研究会(日本成長戦略本部)委員(2025~)(人的資本可視化指針改訂)

## (その他)

サステナビリティ基準委員会委員(SSBJ)(2022~)(日本でのサステナビリティ開示基準設定主体)

日本証券アナリスト協会サステナブルファイナンス報告研究会座長(2021~)(利用者の意見とりまとめ)

## (海外関係)

IFRS諮問会議委員(2019~2025) (IFRS財団によるグローバル・サステナビリティ情報の基準化)

このセミナーで述べることは、個人的な意見/見解であり、組織や所属団体を代表する意見ではありません。

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

1.求められるサステナビリティ情報

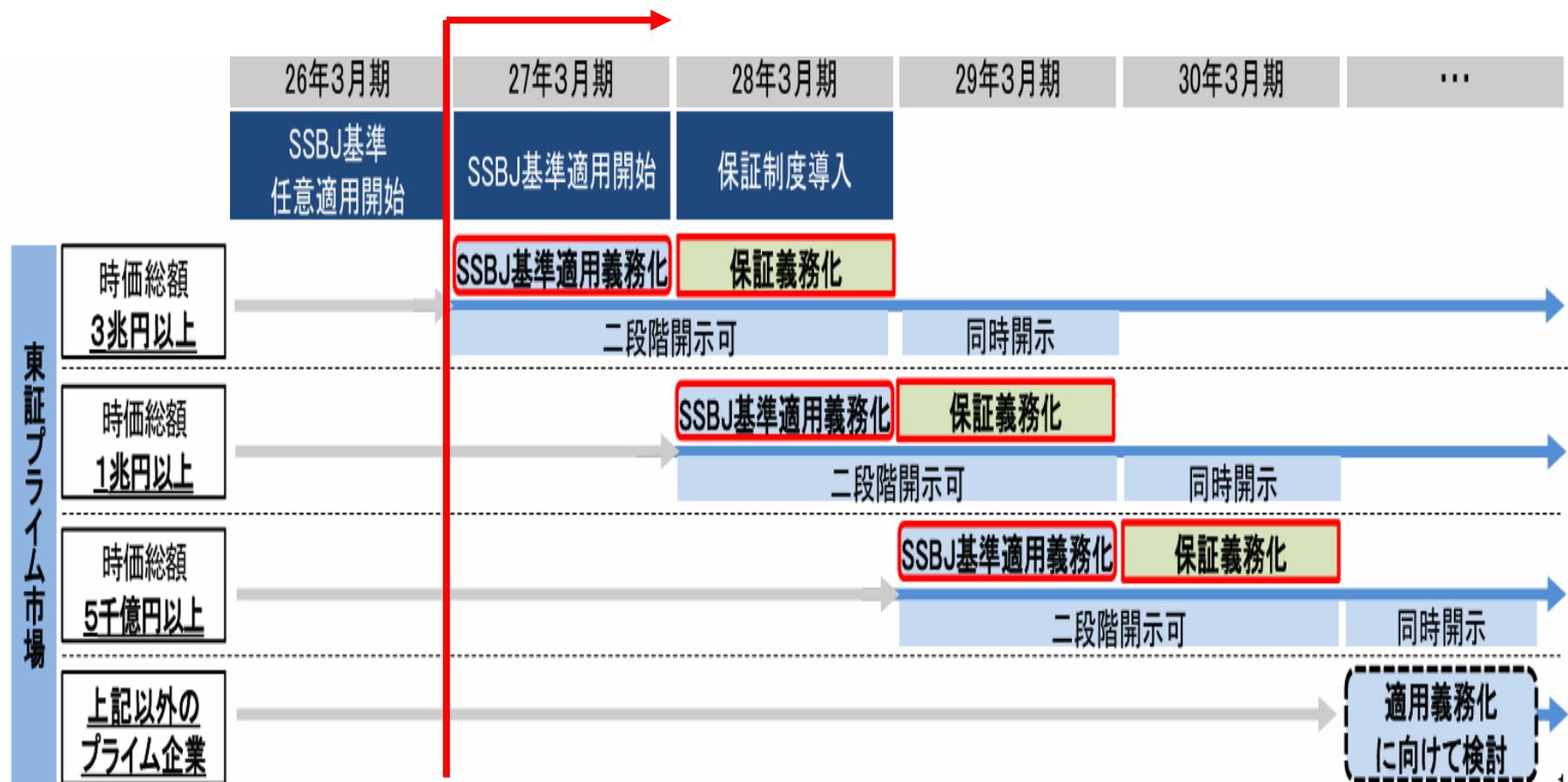
2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

# 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示適用対象等の議論①

- 2027年3月期から段階的に適用義務化の方向で議論が進められる
- 適用されるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) は、ISSB基準と機能的に整合している基準
  - ※「機能的に整合」とは、簡単にいうと、構造/表現が異なっても、開示される情報が整合的な状況
  - ※整合性は、ISSBからも認定されている。当資料でも、ISSB基準を中心に話しを進める



## 有価証券報告書におけるサステナビリティ開示適用対象等の議論②

- 金融庁DWGでは、サステナビリティ情報の開示を含む、制度面での開示整備について議論
- **大幅なセーフハーバー・ルールの導入が検討される。実現されれば以下の効果があると思慮**
  - 「サステナビリティ開示記載欄」だけでなく、「**経理の部**」以外の多くの情報開示に影響
  - 英国同様、現状の任意の統合報告書の記載内容の**有報への一元化が進む**(**大幅な企業開示負担の軽減につながると思慮**)

### セーフハーバー・ルールの適用範囲(2)

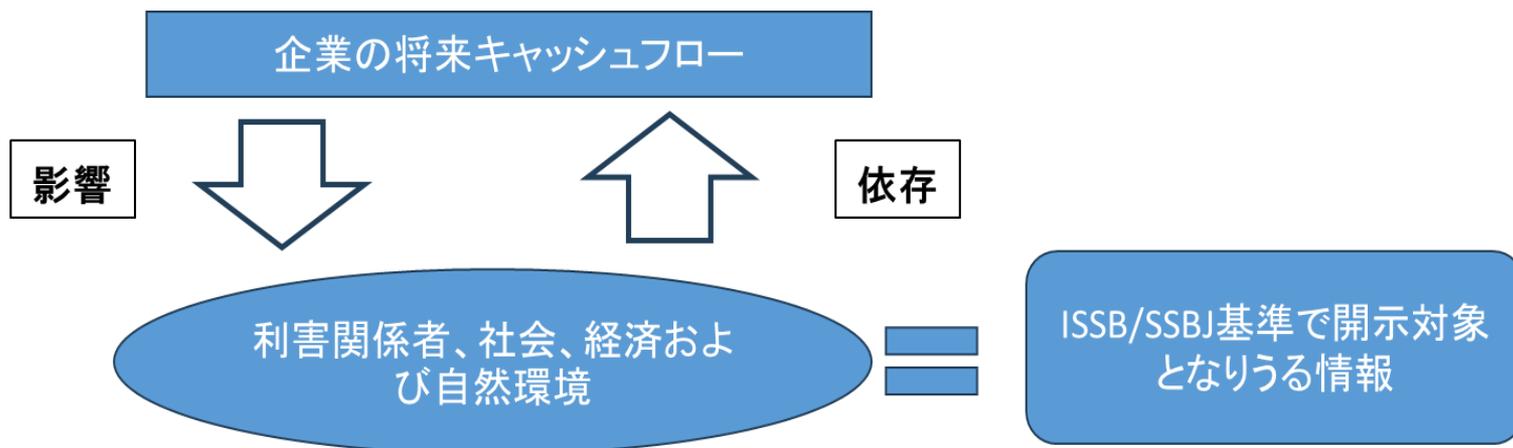
- 第1回DWGでは、セーフハーバー・ルールの適用範囲を非財務情報(注記を含む財務諸表以外の情報)のうちの**将来情報等**とすることに賛成としつつも、**より明確化が必要**との意見があった。
- 適用範囲の明確化は必要であるものの、今後もサステナビリティ情報を含む非財務情報の拡大が予想されることを踏まえると、一定の柔軟性も必要。このため、**例えば、以下のような考え方の大枠を内閣府令やガイドラインで示すこととしてはどうか。**

(注1) なお、サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するWG中間論点整理では、有価証券報告書の記載事項として、「将来情報等を含む記載箇所を特定した上で、これらの情報が含まれる旨」と「将来情報等が、事後的に異なるものとなる可能性がある事項については、その旨及び要因」を追加することが提言されている。これにより、セーフハーバーの適用対象となり得る箇所についての予見可能性が確保できると考えられる。

将来情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>有価証券報告書の作成時点からみて将来に関する情報であって、作成時点において金額、数量、事象の発生の有無等が確定していないものとする。</b></li> <li>➢ 有価証券報告書の「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」(MD&amp;A)等に含まれる<b>将来の業績予想等についてはセーフハーバーの対象となるが</b>、財務数値を活用した上で当期中の業績を分析する部分については<b>過去情報</b>であり、対象外となる。</li> </ul> <p>(注2) 米国の将来情報に係るセーフハーバー・ルールは、企業の商品・サービスを含む将来の事業のための経営の計画・目的の説明や、将来の経済的パフォーマンスに関する記述も対象としている。</p>
統制の及ばない第三者から入手した情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>子会社や関連会社を除く第三者から取得した情報に基づき開示される情報とする。</b></li> <li>➢ データプロバイダーから取得した情報についても、企業においてその情報の正確性を検証することは困難であり、企業にとって不確実性が高いと考えられるため、<b>セーフハーバーの対象とする。</b></li> </ul> <p>(注3) データプロバイダーとは、例えば、Scope3GHG排出量の測定における2次データ(バリューチェーン内の特定の活動から直接入手されないデータ)として業界平均、統計データなどを報告企業に提供する者を想定。</p>
見積り情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ <b>不確実性のある数値について、入手可能な情報を基に合理的な数値を算出することとする。</b></li> <li>➢ 一般に不確実性のあると考えられる情報をセーフハーバーの対象とするとの考え方から、<b>過去情報であっても、見積り情報である限り対象とする。</b></li> <li>➢ 引当金の金額等、財務諸表に記載される情報が非財務情報の項目に記載されていた場合、<b>財務諸表に密接に関連する情報として、セーフハーバーの対象外とする</b>(「主要な経営指標の推移」等も同様)。</li> </ul>

## ISSB基準/SSBJ基準で求められるサステナビリティ情報とは

- 求められている情報は、**サステナビリティ関連財務情報** (非財務情報ではない)
- サステナビリティ関連財務情報は、財務諸表とともに、**財務報告書を構成** (財務情報である)
  - 主要なaudienceは、投資家などの資金提供者(企業価値をしっかりと分析しようとする投資家等)
  - **企業の見通し**(将来のキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセス)に影響を与える事項
- **取締役会・経営陣**には、しっかりと関与していただきたい事項。財務報告書を構成する情報であるため、**監査役等**には、財務諸表の情報同様、見ていただきたい情報



(出所) IFRS1号B2を参考に井口作成

## (ご参考)コーポレートガバナンス・コード(2021年6月)

- ガバナンス・コード改訂で、持続的な企業価値向上の観点から、**取締役会の責務**、開示への期待などが示される
- ガバナンス・コードで示される、**サステナビリティ事項は、ISSB基準の考え方と整合**

- 取締役会の責務として、サステナビリティの監督が追加

4-2② **取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取り組みについて基本的な方針を策定すべき**である。

また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、、(中略)、企業の持続的な成長に資するよう、実効的な監督を行うべきである。

- サステナビリティの開示

3-1③ 経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取り組みを適切に開示すべきである。(以下、省略)

特に、プライム市場上場企業は、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、、(中略)、TCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである。

# 本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

## サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景①

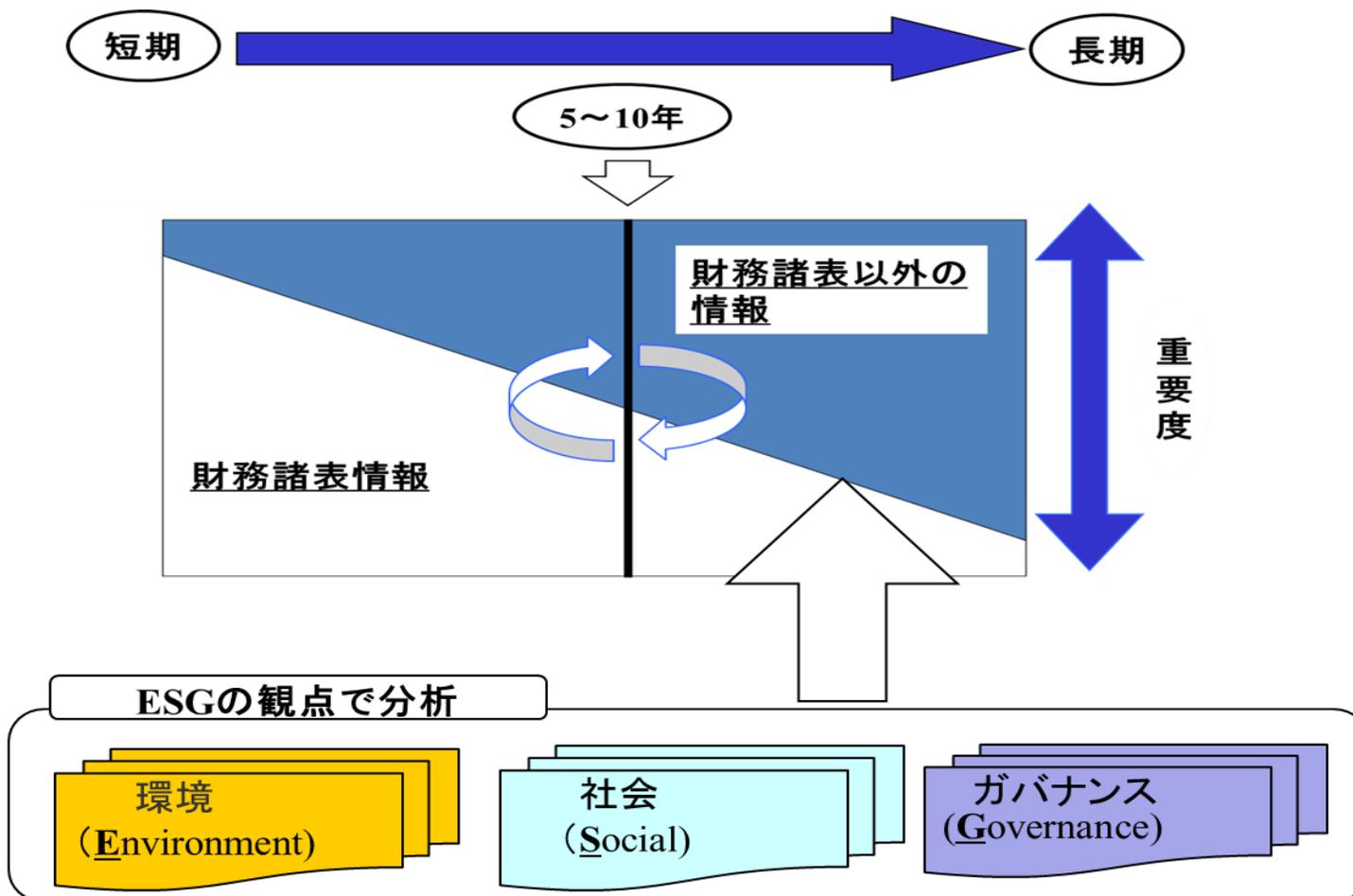
- スチュワードシップ・コード導入以降、長期志向が定着
  - 2013年6月の安倍政権が第三の矢として打ち出した「日本再興戦略」の一施策
  - 2014年2月、金融庁が『投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために「責任ある機関投資家」が果たすべき7原則』<日本版スチュワードシップ・コード>を策定
  - 日本株市場に投資する多くの機関投資家が賛同・署名
  - 投資先企業の企業価値向上により、中長期的リターンの拡大を目指す

### スチュワードシップ責任(2020/3改訂)

投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任。

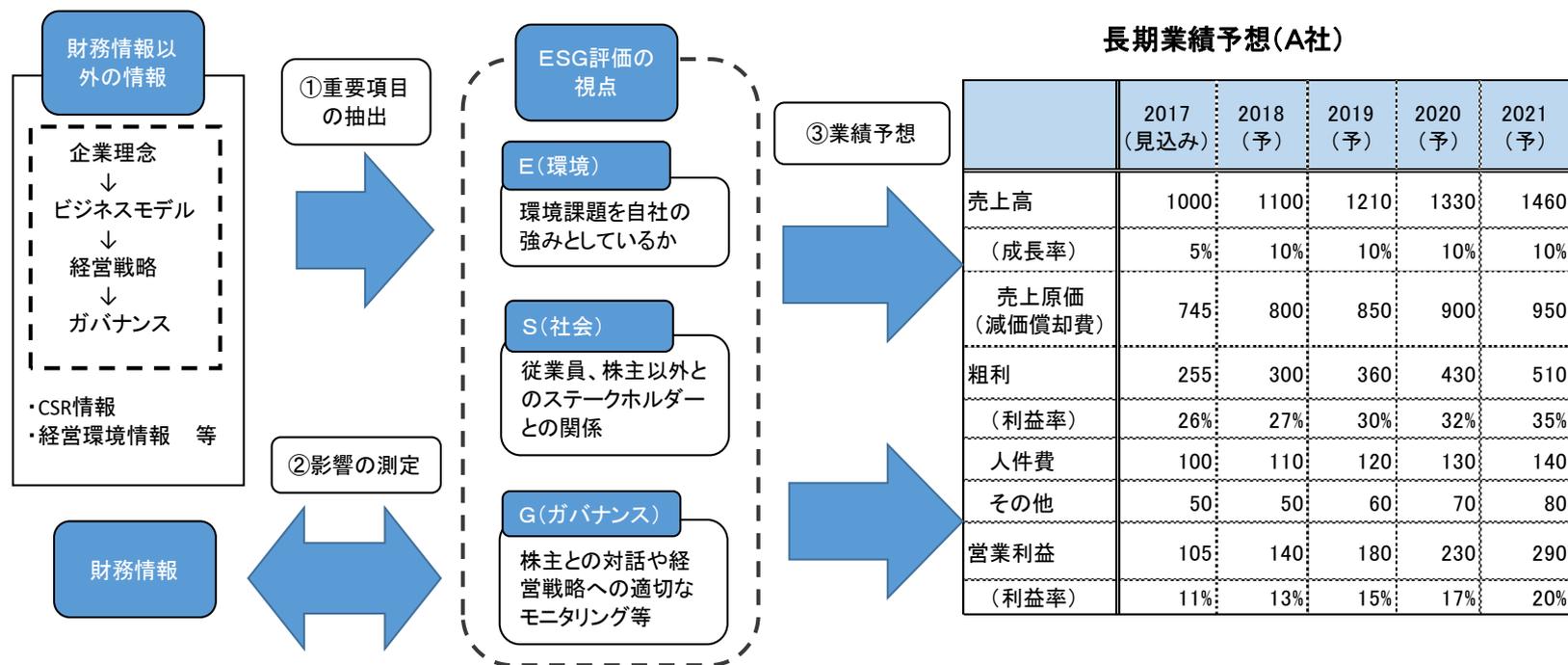
## サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景②

- 機関投資家の中長期運用では、**財務諸表に加え、財務諸表以外の情報**とも重要
- この「財務諸表以外の情報」に、「サステナビリティ関連財務情報」も含まれる



## サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景③

- 中長期投資における投資手法でも、最も活用されているのは『**ESGインテグレーション手法(統合型)**』(下図)
  - 企業価値を予測するため、**将来の予想キャッシュフローに重要な影響を与えるE・S・G要因を認識し、中長期業績予想に織り込む**。そして、DCF法(将来キャッシュフローの現在割引価値)で企業価値を算出。
- **このような中長期投資家の投資手法は、ISSB/SSBJ基準の考え方とも整合**



# 本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

**3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)**

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

## ISSB基準/SSBJ基準の要点①(基本的な考え方)

- ISSB/SSBJ基準では「**企業の見通し**」に**影響を与えると見込まれるリスクと機会の開示**を求める
  - 「**企業の見通し**」とは、将来のキャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセスとされており、**中長期投資家が企業価値を求めるために必要となる情報**となる。

### ISSB/SSBJ基準の開示の考え方

#### 開示目的

投資家・融資者などの企業への**経済資源の配分の判断**に資するサステナビリティ関連の**リスクと機会の開示**

#### 開示プロセス

企業は、**企業の見通し**(prospect)に影響を与えると合理的に見込まれる、**すべてのサステナビリティ関連の機会とリスクを識別**〈**企業の見通し**:キャッシュフロー、資本コスト、ファイナンスへのアクセス〉

重要性により、**情報を選別**

重要性(materiality)とは

ガバナンス

戦略

リスク管理

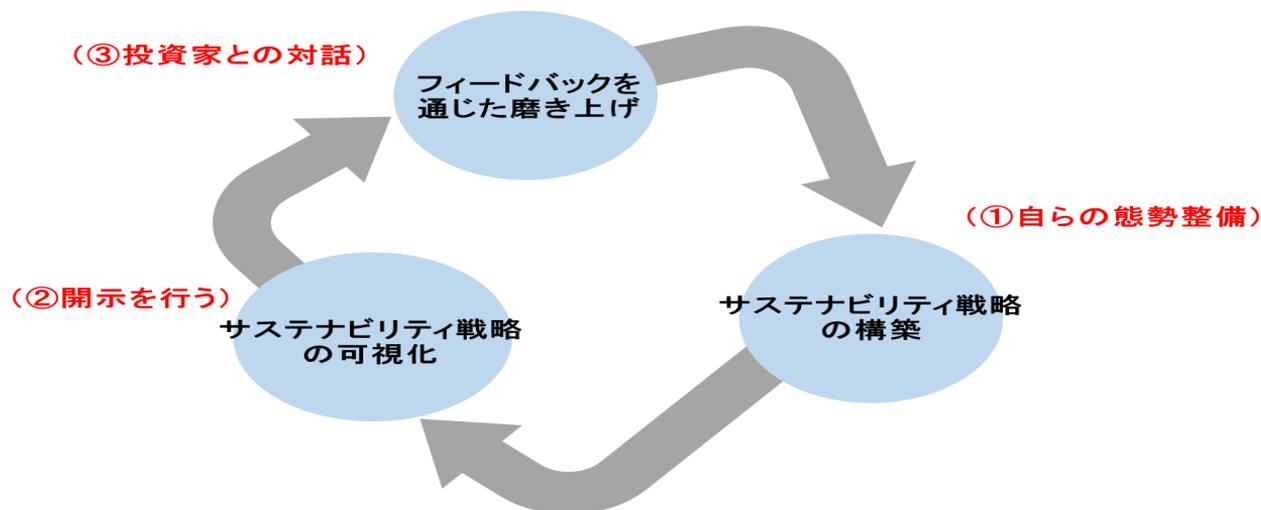
指標及び目標

コアコンテンツ  
(経営行動につなげる仕組み)

## ISSB基準/SSBJ基準の要点②(経営行動につなげる仕組み)

- 「サステナビリティ開示」は、財務諸表の開示と異なり、**開示にとどまらず、企業行動にも影響**
  - ステップ① 「リスク・管理」プロセスで、「サステナビリティの機会とリスク」を識別
  - ステップ② 「戦略」で対応策
  - ステップ③ 「指標・目標」で、「戦略」の進捗管理
  - ステップ④ 「ガバナンス(取締役会)」で、①～④のプロセスを監督
- この意味で、「ガバナンス」「リスク管理」の**保証**は、極めて重要。

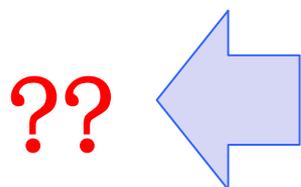
### サステナビリティ情報の開示プロセスを通じた企業価値向上



(出所)内閣官房「人的資本可視化指針」を参考に井口作成

## ISSB基準/SSBJ基準の要点③(重要性=“マテリアリティ”の再考)

- **ISSB/SSBJ基準のマテリアリティ(=有報)**とESRS/GRIのマテリアリティは異なる
  - マテリアリティは、(簡単にいえば)投資家の判断に大きな影響を与える情報
  - 一方、多くの日本企業は一步手前の情報をマテリアリティのある項目(前スライド参照)とする
- 下記の**マテリアリティアプローチ**を、ISSB/SSBJ基準に使用することは妥当か？
  - **縦軸**(「**ステークホルダーへのインパクト**」)も、将来のキャッシュフロー等に影響すると定義する必要があるのではないか。



### 相互運用可能性の考慮

#### 用語に関する注記

ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関して、「重要性がある (material) 情報」に言及している。ISSB基準において、「重要性がある (material) 」という用語がどのように用いられているかを説明するにあたり、この教育的資料では、ISSB基準と一貫性がある方法で、すなわち、**重要性がある (material) 情報**を指すために使用している。

#### 重要性がある (material) /重要性 (materiality) のサステナビリティ報告におけるその他の使用

- 「重要性がある (material) 情報」の考慮とは別に、ESRSは、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ (significance) 又は重要さ (importance) に関連して、「重要性がある (material) 事項」に言及しており、「GRIスタンダード」では、人権に与えるインパクトを含む、経済、環境及び人々に与えるインパクトの重大さ (significance) に関連して、「重要性がある (material) トピック」に言及している。**ISSB基準は、「重要性がある (material) リスク」又は「重要性がある (material) 機会」という用語を用いない。重要性がある (material) リスク又は重要性がある (material) 機会に言及しないことは、ISSB基準が、企業に対する重大さ (significance) 又は重要さ (importance) に関係なく、想定されるあらゆるサステナビリティ関連のリスク又は機会について開示を要求していることを意味するものではない。ISSB基準は、サステナビリティ関連のリスク及び機会が**企業の見通しに影響を与える (affect) と合理的に見込み得る**限りにおいて、これらのリスク及び機会に関する**重要性がある (material) 情報**を提供することを企業に要求している。**
- サステナビリティ関連報告において、「マテリアリティ」という用語は、「マテリアリティ・アセスメント」の文脈においても共通して用いられる。これは、どのサステナビリティ関連のトピックを報告するかを識別するために企業が行うプロセスである。他のサステナビリティ基準においては、企業はこのようなマテリアリティの評価を行うことが要求される。しかしながら、ISSB基準は当該方法による**重要性 (materiality) の評価に言及しない。****

# 本日の議題

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

## ISSB/SSBJ基準での注目事項①(ガバナンス)

- 「戦略」「指標・目標」などを企業行動につなげるには、**取締役会の役割は不可欠**
- ✓ 投資家が求める、「**取締役会の実効性**」を確認する開示となっている
- **現状、日本企業のガバナンスの開示では、経営陣の役割の記載が中心となっており、開示の改善・態勢の整備が必要と思慮**
- 「ガバナンス・リスク管理」には、「**サステナビリティ保証**」も導入される。

### ISSB基準/SSBJ基準における「ガバナンス」「リスク管理」の開示要求事項の概要

#### 「ガバナンス」

##### ①責任あるガバナンス機関(取締役会、委員会等)を特定し、以下の情報を開示する

- ✓ ガバナンス機関の役割・方針
- ✓ ガバナンス機関に監督するための**適切なスキルや能力**があるか
- ✓ ガバナンス機関に**情報連携される頻度と方法**
- ✓ ガバナンス機関の**戦略・意思決定・リスク管理プロセス**などの監督における、**サステナビリティの機会とリスクの考慮手法**
- ✓ 目標設定とその進捗に対する**モニタリングの手法**(**経営者報酬への算入手法**も含む)

##### ②経営者

- ✓ 経営者の役割、委員会等へ委任されているかの有無、委員会等への管理手法

#### 「リスク管理」

- ✓ サステナビリティ関連の**リスク**を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ サステナビリティ関連の**機会**を識別・評価・優先順位付け・モニタリングするためのプロセス・方針の開示
- ✓ 上記のプロセスの**総合的なリスク管理プロセスへの統合**の程度・手法

## ISSB/SSBJ基準での注目事項②(戦略)

- ④の「**現在/予想される財務的影響**」の開示は最も重要な開示項目
  - 投資家にとって、「究極の目標」は、**リスク調整後リターンの向上**
- ③の「**トランジションプラン**」、⑤の「**レジリエンス**」の開示にも注目
  - 「**レジリエンス**」は、必ずしも詳細な分析は必要ないが、「**戦略**」の**妥当性**を判断するにおいて活用

### IFRS S2号/SSBJ基準(気候関連)における「**戦略: Strategy**」の開示要求事項の概要

#### 「**戦略**」

##### ①気候関連の**リスクと機会**の開示

##### ②気候関連の**リスクと機会**が、**現状と将来のビジネスモデル・バリューチェーン**に与える影響

##### ③気候関連の**リスクと機会**への**戦略**

- ✓ 現状と今後のビジネスモデルの変更(設備の廃棄、資源の再配分など)
- ✓ 気候変動への緩和・適応の手法(生産方法の変更、工場の再配置など)
- ✓ **トランジションプラン**(戦略の前提など)
- ✓ 目標達成に向けた資源調達方法

##### ④サステナビリティ関連の**リスクと機会**が、**当期、及び、短期・中期・長期の財務状態、財務業績、キャッシュフロー**に与える**定量あるいは定性の影響(財務計画への考慮を踏まえた上で)**

- ✓ 当期・翌年・短期/中期/長期の財務状態・財務業績に与える影響
- ✓ 戦略を前提としたとき、どのように財務状態は変わるのか
- ✓ 投資計画や廃棄計画(コミットしていないものを含む)
- ✓ **戦略を前提とした場合、短期・中期・長期で、財務業績、キャッシュフローがどのように変化するか**

##### ⑤気候関連の**リスク**に対する**戦略及びビジネスモデルのレジリエンス**

- ✓ **シナリオ分析**を行い、気候レジリエンスの**評価**を開示する
- ✓ いつ、どのようにシナリオ分析を実施したか

## ISSB/SSBJ基準の注目事項③(戦略:予想される財務的影響)

- 一方、**技術的に開示が難しい**ことも理解； ISSB/SSBJ基準でも**プロポーシヨナリティ**を導入
  - 「報告時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」
  - 「利用可能なスキル、能力及び資源の考慮」
- また、**以下の場合、定量的情報を開示する必要はないとされている**
  - 影響を区分できない。ただし、有用と判断される場合、複合的な影響を開示
  - 測定の不確実性の程度があまりに高い場合
- **従って、ISSB/SSBJ基準への準拠だけでは、開示のハードルは高くないと考えるが、有用な開示となるよう、企業と投資家の知恵が必要と思慮**

### プロポーシヨナリティ導入箇所

	S1号	S2号
リスク及び機会の識別	●	●
バリュー・チェーンの範囲の決定	●	●
予想される財務的影響	●	●
気候関連のシナリオ分析		●
スコープ3の測定		●
特定の産業横断的指標の計算		●

(出所) IFRSサステナビリティ開示基準から井口譲二作成

## ISSB/SSBJ基準の注目事項③-1(戦略:予想される財務的影響)

- 実際、ISSBの教育的資料では、以下の開示が事例として挙げられている([SSBJのHPを参照<disclosing-information-anticipated-financial-effects-issb-standards\\_jp.pdf>](#))
- ただし、有用な開示には、一段の工夫が必要と思慮

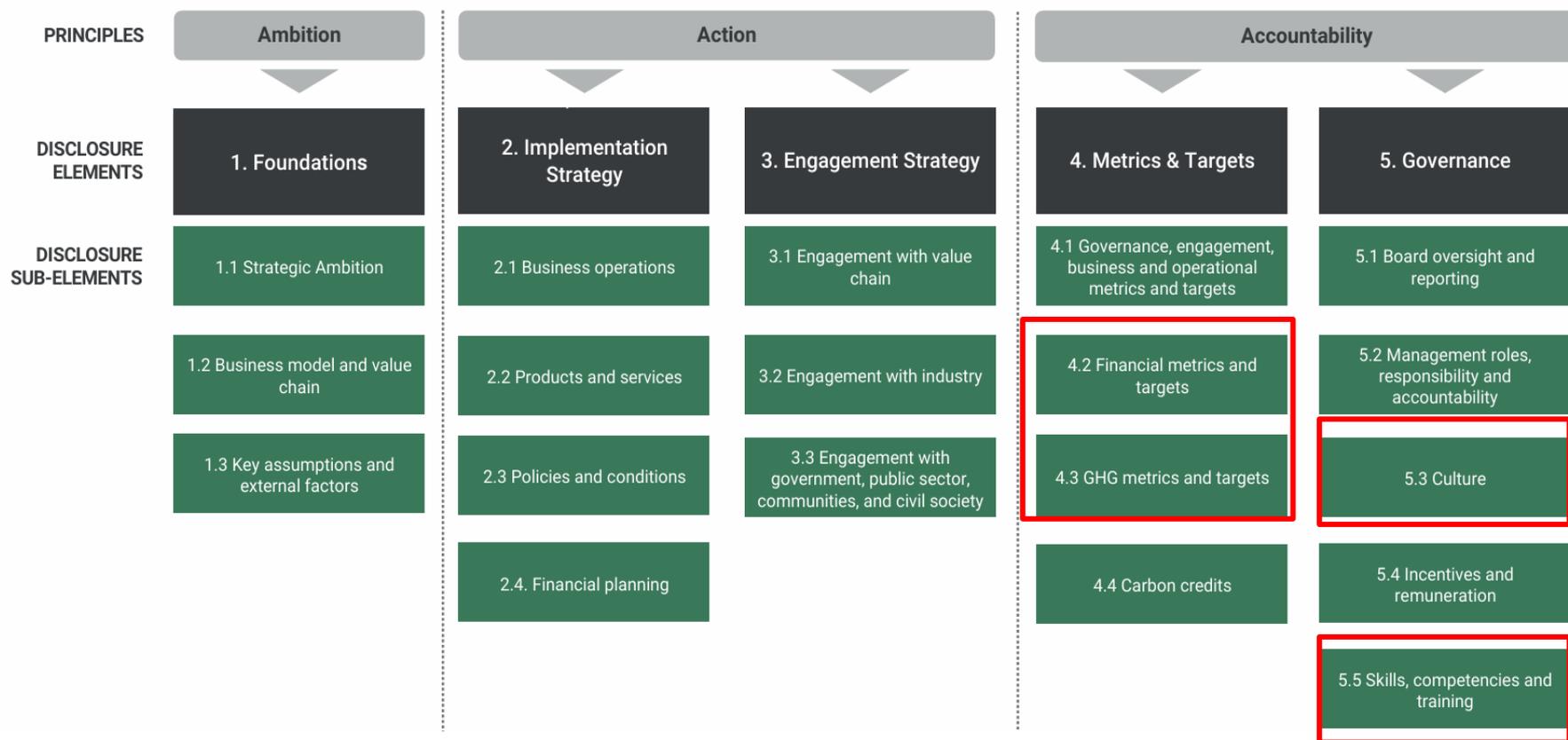
### 例示 D—木造住宅の市場需要の高まりに関連した機会に関する予想される (anticipated) 財務的影響 (effects)

	事実パターン
<p>D社は、高級住宅を建築する建築会社である。D社は、注文住宅を建築し、顧客の嗜好に応じてさまざまな間取り、スタイル及び建築資材を提供している。D社は、木材を他の建築資材の代わりに使用することで温室効果ガス排出の削減に寄与できるため、木材などのより環境に優しい建築資材の使用を求める顧客からの需要の高まりを観察している。D社は、木造住宅の市場需要の高まりを、気候関連の機会として識別している。</p>	
<b>予想される (anticipated) 財務的影響 (effects) に関する情報の開示例</b>	
<p>開示において、D社は、木造住宅の販売を増加させる気候関連の機会について、定量的情報を提供しない理由を説明し、代わりに、定性的情報（木造住宅の市場需要の高まりに関連する機会が影響を与える (affect) 可能性が高い関連する財務諸表の行項目、合計及び小計を識別することを含む。）を提供する。D社は、影響を受ける (affected) 行項目は次が含まれると判断する。</p>	
<ul style="list-style-type: none"><li>● 財務業績：収益及び営業費用（木材コスト）</li><li>● 財政状態：有形固定資産</li><li>● キャッシュ・フロー：当期の営業活動による正味キャッシュ・フロー（キャッシュ・インフロー）、原材料の購入（キャッシュ・アウトフロー）</li></ul>	

(出所)ISSB教育的資料「ISSB基準の適用にあたっての予想される財務的影響に関する情報の開示」(2025年8月18日)より、井口讓二が加工・抜粋

# ISSB/SSBJ基準の注目事項③-2(戦略:トランジションプランの活用)

- ISSBと提携関係にあるが、トランジションに関する教育文章でも、**TPT開示フレームワーク**[ifrs-s2\\_transition-plan-disclosure-s2\\_jp.pdf](https://www.issb.org/disclosure-frameworks/transition-plan-disclosure-framework) >を大きく取り上げる
- サステビリティ戦略に関わる**経営指標の活用・開示**は、直接的な財務的影響の開示ではないが、**投資家の将来キャッシュフロー予想において有用な開示**になると思慮



## ISSB/SSBJ基準での注目事項⑤(指標及び目標)

### ● スコープ3の開示も求められる

- スコープ3は、機会とリスクを示しており、**投資家にとって重要な指標**。ただし、開示の技術的な難しさは理解(次ページのアナリストの議論を参照)

### ● GHGプロトコール測定・開示での例外規定あり(日本では、**温対法**における定め<sup>1</sup>に相当)

## IFRS S2号/SSBJ基準(気候関連)における「**指標** 及び **目標**」の開示要求事項の概要

### 「**指標**」

#### ①産業横断的指標の開示

- ✓ **スコープ1・2・3温室効果ガス排出量**(スコープ3はカテゴリーも)
- ✓ **GHGプロトコールで測定**。ただし、**規制当局等が異なる方法を用いることを要求している場合は例外規定の適用**。
- ✓ 資産運用・商業銀行・保険の活動を含む場合、スコープ3のカテゴリー15にかかる追加的な開示(ファイナンスに係る排出)

#### ②産業別指標の開示

- ✓ 産業等、ビジネスモデルなどの特徴を持つ指標の開示(「**産業別ガイダンス**」の**産業別指標の考慮を要求**)

### 「**目標**」

戦略的目標の達成に向け、自ら設定した目標、法令により満たすことが要求されている定量・定性目標を開示

- **目標設定においては、産業別横断的指標、産業別指標、S1号を満たす指標を考慮し、以下を開示**
- ✓ 目標の目的(適応など)、**直近の国際協定と目標の関係**、期間、基準年、絶対目標か相対目標など
- ✓ **目標が温室効果ガス削減の場合**、温室ガスの種類、削減対象(スコープ1～3のどれか)、**ネットorグロスの目標か(ネットの場合、グロスと分ける)**など
- ✓ **カーボンクレジット**を活用する場合、活用の程度、第三者保証の有無など

## (ご参考)スコープ3に対する投資家の見方

- スコープ3の**重要性**を指摘しつつ、その開示の**難易度の高さ**も認識。
- 日本証券アナリスト協会の「**ISSB基準セミナーシリーズ**」での議論(アナリスト協会のHPに掲載:  
[ISSB基準セミナーシリーズ 2023](#))

### Scope3のGHG排出量の開示に係る情報利用者の声

- 情報利用者の立場からも、Scope3のGHG排出量の情報開示は必要であるものの、完璧な開示を求めているわけではなく、可能な範囲での開示の下で、企業と情報利用者との対話を通じて開示精度の向上を図っていくことを求める声がある

(日本証券アナリスト協会 ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回パネルディスカッションにおけるアナリストの発言)



金融セクター担当アナリスト

- 完璧なデータでの開示が難しいということは投資家も承知。
- 同じセクター内で開示の好事例が出てくれば、他社が追い付こうとすることで、開示がより充実。



自動車セクター担当アナリスト

- スコープ3の開示と開示に基づく企業との対話は極めて重要。
- 企業の背中を押してあげる意味で、最大限可能な範囲での開示という考え方は非常にリーズナブル。



エネルギーセクター担当アナリスト

- 一部の企業がしっかりとした開示を行うと、それが各企業に広がっていくことを実感。
- スコープ3の開示はリスク把握に役立ち、それがリスクの低減につながって、企業価値の拡大につながる可能性もあると思う。

(出所)公益社団法人日本証券アナリスト協会「ISSB基準セミナーシリーズ2023 第5回」(2024年4月26日開催)動画より金融庁作成

## (ご参考) 温対法における定めを活用した測定・開示の明確化

- 2026年1月に、SSBJは、実務対応基準の公開草案を公表



2026年1月

サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第1号

温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示（案）

- (1) 温対法におけるSHK制度に基づく**直接排出**をもって、**スコープ1温室効果ガス排出**を測定し開示する。
- (2) 温対法におけるSHK制度に基づく**間接排出**をもって、**マーケット基準**による**スコープ2温室効果ガス排出**を測定し開示する。
- (3) 温対法におけるSHK制度に基づく間接排出に係る活動量に、環境大臣及び経済産業大臣が公表する平均的な排出係数を乗じる方法により算定した温室効果ガス排出量をもって、**ロケーション基準**による**スコープ2温室効果ガス排出**を測定し開示する。

1.求められるサステナビリティ情報

2.サステナビリティ情報開示要求の高まりの背景

3.ISSB/SSBJ基準の要点(経営行動につなげる)

4.ISSB/SSBJ基準の注目点(コアコンテンツ別に)

ご清聴、ありがとうございました！！